

廿日市市に空き家を
所有されている皆さん

空き家



所有者向け相談会

令和2年12月19日(土)

参加費
無料

13:00～13:30 プチセミナー「家財の片付けが進まない理由」 先着20名

13:30～17:00 個別相談(1組30分以内・20組程度) 要予約

会 場：廿日市市民ホール（ゆめタウン廿日市2階）
主 催：廿日市市住宅政策課
一般社団法人さくらブリッジ

こんな方に
おすすめ

- ・空き家を所有しているけど、誰に何から相談したらいいの？
- ・片付けたいけど、どこから手をつけたらいいの？
- ・将来は空き家に…今から出来る準備はある？
- ・空き家対策でどんな活動や取組をすればいいの？

相談員：一般社団法人さくらブリッジ 湯上みどり 他

さくらブリッジは、一級建築士、片付けコーディネーター、まちづくりコーディネーター、仏壇修復技能士、司法書士、弁護士で構成された一般社団法人で空き家問題に取り組む団体です。

空き家所有者の立場で一緒に考えさせていただきます。
必要に応じて、より専門的な相談窓口のご紹介や
専門家への橋渡しをさせていただきます。
お気軽にご参加ください。

申込み方法
は裏面を
ご覧ください

「空き家所有者向け相談会」申込書

必要事項をご確認のうえ、電話、FAX
もしくはメールでお送りください。

12/14(月)
締め切り

廿日市市住宅政策課（廿日市市役所6階）

電話 0829-30-9187

FAX 0829-31-0999

メール jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp

【必要事項】

■お名前

■ふりがな

■ご住所

■電話番号

■FAX番号

■メールアドレス

■個別相談時間：第1～3希望まで、（ ）内に数字をご記入ください。

（ ） 13:30～ （ ） 14:00～ （ ） 14:30～ （ ） 15:00～

（ ） 15:30～ （ ） 16:00～ （ ） 16:30～

■相談内容：主な相談内容1つに、○をしてください。

1. 土地建物の管理
2. 家財の片付け等
3. 法律と手続き
4. 地域活動やまちづくり

■相談内容を簡単にご記入ください。

空き家の所在地：